

多様な子育て環境づくり支援事業費補助金交付要綱

平成30年4月1日
福祉保健部こども政策課

(趣旨)

第1条 県は、社会全体で子育てを応援する気運づくりを推進するため、予算で定めるところにより、子育て家庭が安心して子育てできる環境づくりに資する取組を行う団体等に対し補助金を交付するものとし、その交付については、補助金等の交付に関する規則（昭和39年宮崎県規則第49号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業、補助対象経費及び補助率等)

第2条 前条の補助金の交付の対象となる事業は、多様な子育て環境づくり支援事業実施要領（平成30年4月1日こども政策課定め）第3条に規定する事業とし、交付の対象となる経費及び補助率等は、別表のとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第3条 補助金の交付の申請をしようとする者は、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない者については、この限りでない。

(補助金の交付の除外)

- 第4条 申請者（第1号から第3号にあつては、申請者の構成団体の代表者等を含む。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定を行わないものとする。
- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）
 - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - (3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
 - (4) 県税に未納がある者
 - (5) 地方税法第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあつては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施しない者又は特別徴収を開始することを誓約しない者
 - (6) その他補助が適当でないと知事が認める者

(申請書に添付すべき書類)

第5条 規則第3条第4号の規定により補助金交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 多様な子育て環境づくり支援事業費補助金所要額調書（別記様式第1号）
- (2) 多様な子育て環境づくり支援事業費補助金事業計画書（別記様式第2号）
- (3) 収支予算書（別記様式第3号）
- (4) 納税証明書（県税に未納がないことの証明。ただし、納税義務の発生しない任意団体等は除く。）
- (5) 暴力団、暴力団員等に該当しない旨の誓約書（別記様式第4号）
- (6) 個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書（法人の場合）（別記様式第5号）

（申請の取下げのできる期限）

第6条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げのできる期限は、補助金の交付決定の通知を受領した日から起算して10日を経過した日とする。

（軽微な変更の範囲）

第7条 規則第10条第2項ただし書の規定により知事の定める軽微な変更の範囲は、補助金額の変更を伴わない範囲での補助対象経費の増額又は補助対象経費の20パーセント以内の減額とする。

（補助金の交付方法）

第8条 この補助金は、概算払により交付する。

（実績報告）

第9条 規則第14条第1項の規定による実績報告は、補助事業実績報告書に次の書類を添えて、事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までにしなければならない。

- (1) 多様な子育て環境づくり支援事業費補助金精算額調書（別記様式第1号）
- (2) 多様な子育て環境づくり支援事業費補助金事業実績書（別記様式第2号）
- (3) 収支精算書（別記様式第3号）
- (4) 事業の内容を明らかにする報告書、経費の内訳書、写真等

2 第3条ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者は、前項の実績報告をする場合において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第3条ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者が第1項の実績報告をした後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額をした者にあつては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を仕入れに係る消費税等相当額報告書（別記様式第6号）により速やかに報告し、知事の返還命令を受けて仕入れに係る消費税等相当額の全部又は一部を返還しなければならない。

（補助金の額の確定）

第10条 規則第15条の規定による補助金の額の確定は、前条第1項に基づく実績報告書の提出後、速やかに書類の審査及び必要に応じて現地調査を行い、書面により通知する。

2 補助金の額の確定の結果、確定額が交付決定額を下回った場合、知事の返還命令を受けた者は、超過交付額を返還しなければならない。

(財産処分の制限)

第11条 規則第 21 条第 1 項ただし書の規定により知事の定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定められた耐用年数の期間とし、同項第 2 号の規定により知事の定める財産は、取得価格 5 万円以上の器具及び備品とする。

(補助条件)

第12条 規則第 5 条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助金の交付を受けた者は、補助金に係る経理を明らかにした帳簿及び財務諸表を整備の上、補助事業が完了した日の属する年度終了後 5 年間保存しなければならない。
- (2) 補助事業者は、補助事業を行うにあたり暴力団又は暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と契約を締結してはならない。

(書類の提出部数等)

第13条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、それぞれ 1 部とし、その様式は、規則に定めのあるものを除き、別記に定めるところによる。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行し、平成 30 年度の予算に係る多様な子育て環境づくり支援事業費補助金から適用する。

別表

事業区分	補助対象経費	補助率等		
多様な子育て環境づくり支援事業	<p>多様な子育て環境づくり支援事業実施要領第3条に規定する取組の実施に際し必要となる次の経費。</p> <p>ただし、参加者からの徴収金及び他団体からの当該事業に係る補助金等相当分については、対象経費から控除するものとする。</p>	<p>左記経費の 10/10 以内。</p> <p>ただし、補助事業者の構成団体数に応じて以下の金額を上限とする。</p> <p>① 1 団体又は 2 団体 300 千円</p> <p>② 3 団体以上 400 千円</p>		
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="469 696 608 786">人件費</td> <td data-bbox="608 696 1077 786">事業実施に係るアルバイト等の雇い上げ費用</td> </tr> </table>		人件費	事業実施に係るアルバイト等の雇い上げ費用
	人件費		事業実施に係るアルバイト等の雇い上げ費用	
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="469 786 608 831">報償費</td> <td data-bbox="608 786 1077 831">講師、司会者等への謝金</td> </tr> </table>		報償費	講師、司会者等への謝金
	報償費		講師、司会者等への謝金	
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="469 831 608 875">旅 費</td> <td data-bbox="608 831 1077 875">講師、スタッフ等の旅費</td> </tr> </table>		旅 費	講師、スタッフ等の旅費
	旅 費		講師、スタッフ等の旅費	
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="469 875 608 1003">需用費</td> <td data-bbox="608 875 1077 1003">消耗品費、燃料費、印刷製本費、材料費、その他事業実施に直接必要となる経費</td> </tr> </table>		需用費	消耗品費、燃料費、印刷製本費、材料費、その他事業実施に直接必要となる経費
	需用費		消耗品費、燃料費、印刷製本費、材料費、その他事業実施に直接必要となる経費	
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="469 1003 608 1131">役務費</td> <td data-bbox="608 1003 1077 1131">郵送料、筆耕料、電話料、運搬費、保険料、その他事業実施に直接必要となる経費</td> </tr> </table>	役務費	郵送料、筆耕料、電話料、運搬費、保険料、その他事業実施に直接必要となる経費		
役務費	郵送料、筆耕料、電話料、運搬費、保険料、その他事業実施に直接必要となる経費			
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="469 1131 608 1258">使用料 賃借料</td> <td data-bbox="608 1131 1077 1258">会場使用費、機器リース料、タクシー代、その他事業実施に直接必要となる経費</td> </tr> </table>	使用料 賃借料	会場使用費、機器リース料、タクシー代、その他事業実施に直接必要となる経費		
使用料 賃借料	会場使用費、機器リース料、タクシー代、その他事業実施に直接必要となる経費			
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="469 1258 608 1303">備品購入費</td> <td data-bbox="608 1258 1077 1303"></td> </tr> </table>	備品購入費			
備品購入費				
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="469 1303 608 1348">委託料</td> <td data-bbox="608 1303 1077 1348"></td> </tr> </table>	委託料			
委託料				

- ※ 人件費は、事業実施にあたって新たに必要となる人件費とする。
- ※ 食糧費、参加者に対する景品代その他これらに類するものは、補助対象経費としない。
- ※ 備品購入費は、形状及び性質を変えずに比較的長期間の使用又は保存に耐えるもので1品の取得価格又は取得見積価格が5万円以上のものの購入に要する経費とする。

年 月 日

宮崎県知事 河野 俊嗣 殿

団体等の所在地

団体等の名称

代表者氏名

印

年度 多様な子育て環境づくり支援事業費補助金交付申請書

多様な子育て環境づくり支援事業費補助金交付要綱に基づく 年度多様な子育て環境づくり支援事業費補助金については、 円を交付されるよう補助金等の交付に関する規則（昭和 39 年宮崎県規則第 49 号）第 3 条の規定により、関係書類を添えて申請する。

(添付書類)

- 1 補助金所要額調書（別記様式第 1 号）
- 2 事業計画書（様式第 2 号）
- 3 収支予算書（様式第 3 号）
- 4 誓約書（様式第 4 号）
- 5 特別徴収実施確認・開始誓約書（様式第 5 号）（法人の場合）
- 6 納税証明書（法人の場合）
（県税の課税額が 0 円の場合は、それが分かる書類）
- 7 その他交付申請に必要な書類

別記

様式第1号（第5条、第9条関係）

年度 多様な子育て環境づくり支援事業費補助金 所要（精算）額調書

団体等名

事業名	対象経費の支出予定額 A（実支出額）	控除すべき収入額 B	差引額 C（A－B）	県補助所要額 D
	円	円	円	円

※1 「控除すべき収入額」とは、この補助金以外の公共団体及び公益法人等からの補助金、この事業に係る参加者負担金などをいう。

※2 「県補助所要額」が別表に定める補助上限額を上回る場合、「D欄」には補助上限額を記入すること。

様式第2号 (第5条、第9条、規則第3条、第14条関係)

年度 多様な子育て環境づくり支援事業費補助金 事業計画(実績)書

1 事業名		
2 事業実施主体		
3 事業メニュー	実施要領第3条 に該当	
4 実施する理由 (現状と課題等)		
5 事業概要	(1) 事業内容	(事業費内訳)
		円 円 円 円 円
	合計額	円

5 事業概要	(2) 事業実施場所(所在地)
	(3) 事業の実施(予定)期間
	年 月 ~ 年 月
	(4) 事業の効果
	(5) 事業終了後の取組
6 備考 (参考事項等)	

※ 「5(1)事業内容」は、事業実施回数、参加予定数、発行予定数などを含め、具体的な内容と事業費内訳を記入すること。

※ 計画書には、別記様式第3号「収支予算書」を添付すること。

様式第3号（第5条、第9条、規則第3条、第14条関係）

団体等名

収 支 予 算（精 算）書

1 収入

（単位：円）

区 分	予算額	精算額	増 減	備 考
県補助金				
自主財源				
その他				
合 計				

2 支出

（単位：円）

区 分	予算額	精算額	増 減	備 考
多様な子育て環境 づくり支援事業				

（注） 備考欄には金額の積算内訳を記入すること

年 月 日

宮崎県知事 河野 俊嗣 殿

代表者の住所

ふりがな

氏 名

印

生年月日 年 月 日（性別）

誓 約 書

私は、 年度多様な子育て環境づくり支援事業費補助金交付申請を行うに当たり、次の事項について誓約します。

※チェック欄（誓約の場合、□にチェックを入れてください。）

自己及び本事業実施主体の構成員・役員等は、次のアからウまでのいずれにも該当するものではありません。また、事業実施主体の運営に対し、次のアからウまでのいずれの関与もありません。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

宮崎県知事 河野 俊嗣 殿

所在地（住所）

法人名（屋号）

代表者氏名

印

特別徴収実施確認・開始誓約書

チェック欄（いずれかに該当する項目にチェックを入れてください。）

1 領収証書の写し添付

- 当事業所は、現在 市（町・村）の特別徴収義務者の指定を受け、従業員等の個人住民税について、特別徴収を実施し納付しています。

→ 6か月以内の領収証書の写しを添付してください

6か月以内の領収証書の写しを添付してください。

2 添付する領収証書の写しがない場合等

(1) 特別徴収実施確認

- 当事業所は、現在 市（町・村）の特別徴収義務者の指定を受け、従業員等の個人住民税について、特別徴収を実施しています。

→ 確認印を受けてください

上記市町村の特別徴収義務者指定番号：

※各事業所で事前に記入しておいてください。

(2) 特別徴収義務がない

- 当事業所は、特別徴収義務のない事業所です。

→ 確認印を受けてください。

(3) 開始誓約

- 当事業所は、年 月から、従業員等の個人住民税について、特別徴収を開始することを誓約します。

つきましては、特別徴収税額の決定通知書を当社（者）あてに送付してください。

→ 確認印をうけてください

市（町・村）確認印

年 月 日

宮崎県知事 河野 俊嗣 殿

団体等の所在地

団体等の名称

代表者氏名

印

年度仕入に係る消費税等相当額報告書

年 月 日付け第 号により交付決定通知のあった多様な子育て環境づくり支援事業費補助金について、多様な子育て環境づくり支援事業費補助金交付要綱（平成30年4月1日福祉保健部こども政策課定め）第9条第3項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 補助金等の交付に関する規則（昭和39年宮崎県規則第49号）第15条の補助金の額の確定額 （年 月 日付け第 号による確定通知額）	金	円
2 補助金の確定時に減額した仕入に係る消費税等相当額	金	円
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入に係る消費税等相当額	金	円
4 補助金返還相当額（3-2）	金	円